

病院財産の随時募集（先着順）による 売払い案内書

買受けを希望される方は、この案内書及び関係書類をよく読み、内容を十分把握したうえでお申込みください。

市立長浜病院 総務課 施設管理係

目 次

	ページ
◆はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 病院財産の随時募集（先着順）による売払いの流れ・・・・・・・・	3
2 買受けの申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 買受人の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 売買代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6 所有権の移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7 個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8 その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	9
◆病院財産の随時募集（先着順）による売払い要綱・・・・・・・・	11
◆病院財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	16
◆物件調書	
物件番号1・・・・・・・・・・・・・・・・	20
物件番号2・・・・・・・・・・・・・・・・	26

＜様式＞

様式第1号	病院財産買受け申込書
様式第2号	誓約書
様式第3号	役員一覧
様式第4号	土地利用計画書

はじめに

市立長浜病院（以下「病院」という。ただし、所在地等を表す場合を除く。）では、次の病院財産を一般競争入札に付したところ入札者がなかったため、随時募集（先着順）により売払います。

買受けを希望される方は、この「案内書」をよくお読みになったうえでお申込みください。

なお、随時募集（先着順）による病院財産の売払いとは、受付の先着順に、書類審査により買受人を決定するものです。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定する方法です。

【売買物件】

1. 土地の概要

物件 番号	物件所在地	登記 地目	公簿面積（㎡）	最低売却価格（円）
1	長浜市平方町字京戸町 1072-4	宅地	200.95	9,890,000
2	長浜市平方町字京戸町 1072-16	宅地	206.40	8,800,000

2. 建物の概要

物件 番号	種類	建築年月	構造	延床面積（㎡）
1	居宅	昭和47年頃	木造・瓦葺・2階建	96.39
1	車庫	昭和47年頃	軽量鉄骨造・平屋建	14.58
2	居宅	昭和40年頃	木造・瓦葺・2階建	86.67
2	車庫	昭和40年頃	軽量鉄骨造・平屋建	14.58

（注1） 物件番号1・2の建物価格は0円であり、土地、建物は一括売却とします。

（注2） 売買成立のほか、都合により受付を終了する場合があります。

（注3） 現状有姿のまま売却します。（売買物件内にある物を含む）

（注4） 各物件の詳細については、別紙の「物件調書」をご覧ください。

（注5） 売払いの詳細については、「病院財産の随時募集（先着順）による売払い要綱」をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒526-8580

長浜市大戌亥町313

市立長浜病院 総務課 施設管理係

電話 0749-68-2300（代表）

FAX 0749-65-1259（代表）

1 病院財産の随時募集（先着順）による売払いの流れ

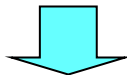
1. 買受けの申込み

随時受付

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

別添の病院財産買受け申込書を直接、市立長浜病院 本館2階 総務課 施設管理係へ持参してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。



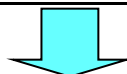
2. 買受人の決定

申込者としての資格要件を満たし、病院があらかじめ定めた最低売却価格以上で最初に申し込まれた方を買受人とします。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。



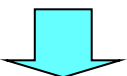
3. 契約保証金の納付

契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げた額）以上の額を納付していただきます。



4. 土地売買契約の締結

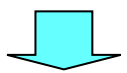
買受人が決定した日の翌日から起算して7日以内に、病院財産売買契約を締結していただきます。病院財産売買契約書のうち、病院保管用の1部に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。



5. 売買代金の支払い

契約締結後、病院が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に全額をお支払いしていただきます。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。



6. 所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。登記の手続きは、病院が行います。登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、買受人の負担となります。

2 買受けの申込み

1 売払い案内書（申込用紙）の配布

【配布期間】

随時配布中

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。）

配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで

【配布場所】

市立長浜病院 総務課 施設管理係(本館2階)	長浜市大戌亥町313番地
------------------------	--------------

本書は、病院のホームページ（<https://www.nagahama-hp.jp/our/statistics/bid.html>）からも、ダウンロードできます。

2 申込資格

- （1）個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みしていただけます。
- （2）申込みをされた方の名義で、その物件の売買契約を締結することとなります。
- （3）2名以上の共有名義で申込みすることもできます。
- （4）申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

（申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。共有者のうち1名でも該当する方がある場合も同様です。

- ① 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - （ア）長浜市役所（以下「長浜市」という）または病院との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （イ）長浜市または病院が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ）申込者が長浜市または病院と契約を締結すること又は長浜市または病院との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、長浜市または病院が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （オ）正当な理由がなく長浜市または病院との契約を履行しなかった者
 - （カ）前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当

する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

（ア）暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

（イ）売払いする病院財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

（ウ）法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（注）役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

（オ）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

（ク）暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④ 前記②又は③に該当する者の依頼を受けて、申込みしようとする者

⑤ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する病院の職員

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

（2）暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（3）指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

（4）指定暴力団連合 第4条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定された暴力団をいう。

（5）指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

（6）暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（7）暴力的要求行為 第9条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。

（8）準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

3 申込方法

病院財産買受け申込書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び土地利用計画書に必要事項をもれなく記入し押印のうえ、申込受付場所に持参し提出してください。郵送、電話、ファックス、電子メールでの申込みはできません。

また、同一物件について、同一人（共有者を含む）が重複して申し込むことはできません。

【申込受付期間】

随時受付（令和7年9月16日から受付）

（土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。）

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

【申込受付場所】

長浜市大戌亥町313番地

市立長浜病院 総務課 施設管理係（本館2階 西側）

買受人は受付の先着順で決定しますので、申込みのあった物件は、その時点で受付を終了します。

4 申込みに当たっての注意事項

- （1）申込書は、必ず所定の様式（様式第1号）を使用してください。
- （2）申込書は、申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。
なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。
- （3）申込書への金額記入には、アラビア数字（0，1，2，3…）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- （4）次のいずれかに該当する申込みは無効としますのでご注意ください。
 - ①申込資格がない者の申込み
 - ②所定の申込書によらない申込み
 - ③申込者の記名押印がない申込み
 - ④買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み
 - ⑤買受価格を訂正した申込み
 - ⑥買受価格が、事前に公表した最低売却価格を下回る申込み
 - ⑦申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み
 - ⑧病院財産の随時募集（先着順）による売払い要綱に違反した申込み

3 買受人の決定

買受人の決定は、有効な受付の先着順に、書類審査により決定します。

ただし、申込み受付開始時点において、受付場所に申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い申込者から受付の順番を決定します。また、複数の申込が同着であり、買受金額が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定します。申込者がくじを引かない場合は、代わって病院職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできません。

申込書の受付後、病院において申込者が「病院財産の随時募集（先着順）による売払い要綱」第3条の資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行います。

4 契約の締結

1 契約の締結

- (1) 病院と買受人との売買契約は、当該物件の買受人決定の日の翌日から起算して7日以内に病院財産売買契約書により締結しなければなりません。
- (2) 売買契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。
共有名義で申込まれた場合は、「共有者全員」の名義で締結してください。
共有名義の場合は、契約締結までに持分を決定しておいてください。
- (3) 買受人が期限までに契約を締結しない場合は、決定買受人としての効力を失います。
- (4) 病院財産売買契約書（病院保管用1部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。
- (5) 契約を締結する際には、
 - ①実印
 - ②印鑑（登録）証明書（発行から3か月以内のもの）
 - ③住民票又は外国人登録済証明書（個人の場合）、法人登記事項証明書及び資格証明書（法人の場合）が必要になります。この手数料についても買受人の負担となります。
- (6) 買受人が、その買受ける物件を下記の契約上の条件に反する用途に使用するときには、契約を締結しない場合があります。

2 契約上の条件

売買契約には次の条件を付します。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ①買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会团体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに

反する使用をさせてはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

- ①買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- ②買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

(3) 賃貸等の制限

- ①買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内に病院の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ②買受人は、指定期間内に病院の承認に基づいて第三者に売買物件を賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(4) 所有権移転の制限

- ①買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内に病院の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- ②買受人は、指定期間内に売買物件を病院の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(5) 実地調査

上記（1）から（4）について、病院が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し買受人は協力しなければならない。

(6) 違約金

上記（1）から（4）の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を、（5）の義務に違反した場合は、売買代金の1割に相当する金額を違約金として病院に支払うこと。

5 売買代金の支払い

- (1) 買受人は、病院財産売買契約の締結と同時に契約保証金（売買金額の10/100に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額）を納付してください。
- (2) 買受人は、契約締結後、病院が発行する納入通知書により契約締結日から30日以内に、売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当することができます。また、契約保証金には利子を付けません。
- (3) 契約締結後、売買代金の支払が契約締結日から30日以内に行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

6 所有権の移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、病院が行います。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した売買物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。共有持分については、契約締結までにご連絡ください。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。病院財産売買契約の締結時に必要となる金額の収入印紙を持参してください。
- (5) 上記(4)について、登録免許税が非課税となる場合があります。この場合は買受人から申し出てください。また、買受人にて非課税証明書を準備してください。
- (6) 買受人は、売買物件の所有権を長浜市から所有権移転登記する前に、その売買物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 建物の表示登記及び保存登記を行う場合は、落札者の負担により行ってください。なお、手続きにおいて建物の設計図面等が必要となる場合は、病院に依頼してください。

7 個人情報について

買受けの申込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、売払い事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

8 その他の注意事項

- (1) 買受けの申込みをされる場合は、物件調書に記載の条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、市長長浜病院 総務課 施設管理係（電話：0749-68-2300（代表））までお尋ねください。
- (2) 売買物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。現地説明会は実施いたしません。
- (3) 建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び県、長浜市の条例等により指導等がなされる場合や地元自治会の負担金等が必要となる場合がありますので、**必ず関係機関にあらかじめ確認してください。**
- (4) 買受人は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合は、売買契約締結の日から2年間は、病院は協議に応じます。なお、病院の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

【参考】消費者契約法（平成１２年法律第６１号）抜粋

第２条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

- （５）売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、病院の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受人の負担とします。
- （６）売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、病院は対応しません。
- （７）買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、病院に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- （８）売買物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- （９）立木の伐採、囲障、看板類、物品等の撤去・移設は、病院では一切行いません。
- （１０）売買物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- （１１）売買契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

病院財産の随時募集（先着順）による売払い要綱

（売買物件）

第1条 随時募集（先着順）にて売払う病院財産は、次のとおりとする。

1. 土地の概要

物件 番号	物件所在地	登記 地目	公簿面積（㎡）	最低売却価格(円)
1	長浜市平方町字京戸町 1072-4	宅地	200.95	9,890,000
2	長浜市平方町字京戸町 1072-16	宅地	206.40	8,800,000

2. 建物の概要

物件 番号	種類	建築年月	構造	延床面積（㎡）
1	居宅	昭和47年頃	木造・瓦葺・2階建	96.39
1	車庫	昭和47年頃	軽量鉄骨造・平屋建	14.58
2	居宅	昭和40年頃	木造・瓦葺・2階建	86.67
2	車庫	昭和40年頃	軽量鉄骨造・平屋建	14.58

2 受付期間

令和7年9月16日から随時受付である。ただし、土曜日、日曜日及び祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。売買成立のほか、都合により受付を終了する場合がある。

3 申込受付場所

長浜市大戌亥町313番地

市立長浜病院 総務課 施設管理係（本館2階 西側）

（売払い条件）

第2条 売払いにあたり次の条件を付する。

- 買受人は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- 買受人は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。
- 買受人は、売買物件の売買契約締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内に市立長浜病院（以下「病院」という。）の書面による承認を得たときはこの限りでない。

- (4) 買受人は、指定期間内に第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (5) 買受人は、売買物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1号及び第2号の義務に反する使用をさせてはならない。
- (6) 買受人は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、指定期間内に病院の書面による承認を得たときはこの限りでない。
- (7) 買受人は、定期間内に売買物件を病院の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、本要綱に規定する買受人の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。
- (8) 病院は、本要綱に規定する買受人の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は、病院の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。
- (9) 買受人は、第1号から第7号に規定する条件のいずれかに違反した場合には違約金として病院に対し売買代金の100分の30に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。
- (10) 買受人は、第8号の義務に違反した場合には、違約金として病院に対し売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）を支払わなければならない。

（買受けの申込みができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、買受けの申込みをすることができない。また、買受人の決定後において買受けの申込者の資格を有していないことが判明した場合には、その者がした申込みは無効とする。共有者のうち1人でも該当する者がある場合も同様とする。

- (1) 当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
 - ア 長浜市役所（以下「長浜市」という）または病院との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 長浜市または病院が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 申込者が長浜市または病院と契約を締結すること又は長浜市または病院との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、長浜市または病院が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく長浜市または病院との契約を履行しなかった者
 - カ 前記アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次の

いずれかに該当する場合を含む。)

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

イ 売払いする病院財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用するようとする者

ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク 暴力団等又は前記アからキまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 前記(2)又は(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する病院の職員
(買受けの申込み)

第4条 申込みしようとする者(以下「申込者」という。)は、病院財産買受け申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、役員一覧(様式第3号)(法人の場合のみ)及び土地利用計画書(様式第4号)を別に長浜市病院事業管理者が指定する時間、場所に持参し、提出しなければならない。

2 郵送、電話、ファックス及び電子メールによる買受けの申込みは認めない。

3 同一売買物件について、同一人(共有者を含む)が重複して申し込むことはできない。

(留意事項)

第5条 申込者は、本要綱、物件調書及び病院財産売買契約書の各条項並びに売買物件の法令上の規制を全て承知したうえで申込みするものとする。

2 申込手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(申込みの受付日時及び場所)

第6条 買受けの申込みは、第1条に掲げる期間及び場所において受け付ける。

(申込書の記入方法)

第7条 申込書には、買受価格、申込者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)その他所定の事項を記入のうえ、申込者の印(共有者がある場合は、共有者全員の印)を押さなければならない。

2 買受価格はアラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

(無効となる申込み)

第8条 次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

(1) 申込資格がない者の申込み

(2) 所定の申込書によらない申込み

(3) 申込者の記名押印がない申込み

(4) 買受価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

- (5) 申込価格を訂正した申込み
- (6) 買受価格が事前に公表した最低売却価格を下回る申込み
- (7) 申込みに関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の申込み
- (8) 本要綱に違反した申込み

(買受人の決定方法)

第9条 買受人の決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 有効な受付の先着順に、書類審査により買受人を決定する。ただし、申込み受付時点において、受付場所に同一売買物件の申込者が複数いた場合は同着とし、買受価格が高い者から受付の順番を決定する。
- (2) 同一売買物件に複数の申込みが同着であり、買受価格が同額である場合は、くじによる抽選により受付の順番を決定する。この場合、申込者が抽選のくじを引くものとするが、申込者がくじを引かない場合は、代わって病院職員がくじを引くものとし、申込者は抽選結果に異議を申し立てることはできない。
- (3) 申込書の受付後、病院は申込者が第3条に規定する資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たしていると認められた場合、申込者に対し書面により買受人決定の通知を行うものとする。
- (4) 買受人として決定した者との契約が不調となった場合において、受付の次順位の申込者が申込資格を満たしている場合は、当該者を買受人とし、書面により買受人決定通知を行うものとする。次順位の申込者が申込資格を満たしていない場合は、さらに次順位の申込者の申込資格を確認するものとし、以降同様とする。なお、買受人へ売払いが完了した場合は、次順位の申込者へ売払い完了の通知を行うものとする。

(契約の締結)

第10条 病院と買受人は、買受人決定の日の翌日から起算して7日以内に病院財産売買契約を締結するものとする。

- 2 病院は、買受人がその買受けする物件（以下「買受け物件」という。）を公序良俗に反する用途又は風俗営業等の用途に使用するおそれがあるときは、契約を締結しないことができる。

(契約保証金等)

第11条 買受人は、次のとおり契約保証金等を納付するものとする。

- (1) 買受人は売買契約締結と同時に、売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を契約保証金として納付するものとする。
- (2) 買受人は、売買契約締結後、病院が発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に売買代金を全額納付するものとする。この場合において、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

- 2 契約保証金には、利子を付けない。

(契約保証金の帰属)

第12条 買受人が契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として病院に帰属するものとする。

(所有権の移転時期)

第13条 買受け物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2 買受け物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権移転登記前の譲渡の禁止)

第 14 条 買受人は、買受け物件の所有権を長浜市から所有権移転登記する前に、買受け物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第 15 条 買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税（免除となる場合は、免除を証明する書類の取得費）、売買代金完納後の公租公課等は、買受人の負担とする。

2 買受け物件の所有権移転登記に要する登録免許税が非課税となる場合は、買受人が自ら申し出、かつ、非課税証明書を準備するものとする。

(危険負担)

第 16 条 契約の締結の日から買受け物件の引渡しの日までの間において、病院の責めに帰することのできない事由により、買受け物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買受人が負担するものとする。

2 買受け物件の引渡し後において買受け物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、買受人は、病院に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(相隣関係等)

第 17 条 売買物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、病院は対応しない。

(契約不適合)

第 18 条 買受人は、売買契約締結後、買受け物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合は、売買契約締結の日から 2 年間は、病院は協議に応じるものとする。なお、病院の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(遵守事項)

第 19 条 申込者は、本要綱に規定するもののほか、申込み方法等の指示事項を遵守しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、長浜市病院事業管理者が別に定める。

病院財産売買契約書（案）

長浜市長 浅見 宣義（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により病院財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる土地（定着物を含む。）及び建物（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（土地）

所 在	地番	地目	実測地積（㎡）

（建物）

種 類	構 造	延床面積（㎡）

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、次のとおりとする。

売買物件総価格 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

土地価格 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

建物価格 金〇円

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に契約保証金として金〇,〇〇〇,〇〇〇円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、この契約締結の日から30日以内に、甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に規定する契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転及びその時期）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

（土地の所有権の移転登記）

第7条 土地の所有権の移転登記は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の

請求に基づき甲が嘱託するものとし、乙はこれに必要な書類等を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙からの当該登記に要する費用の負担を確認した後に、遅滞なく土地の所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(建物の表示登記・所有権の保存登記)

第8条 建物の表示登記及び保存登記を行う場合は乙がするものとし、甲はこれに必要な書類等を乙に提供するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じた場合は、その損害は、乙が負担するものとする。

2 乙は、売買物件の引渡し後において売買物件に関して土壤汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、乙は、甲に対して当該汚染の浄化費用その他乙が受けた損害の賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(相隣関係等)

第10条 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理するものとする。

2 前項の問題について、乙は、甲に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできない。

(契約不適合)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件が本契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この契約の締結の日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第12条 乙は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(売買物件の賃貸等の制限)

第13条 乙は、この契約の締結の日から起算して5年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、指定期間内に甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、売買物件を甲の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、この契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第14条 乙は、売買物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

1 2 2号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第1 3項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

(売買物件の譲渡の制限)

第1 5条 乙は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転してはならない。ただし、指定期間内に甲の書面による承認を得たときはこの限りでない。

2 乙は、指定期間内に定期間内に売買物件を甲の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、この契約に定める乙の義務を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

(実地調査等)

第1 6条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は甲の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第1 7条 乙は、第1 2条から第1 5条までの条件に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の1 0 0分の3 0に相当する額(その額に1, 0 0 0円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

2 乙は、前条の義務に違反した場合には、違約金として甲に対して売買代金の1 0 0分の1 0に相当する額(その額に1, 0 0 0円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)を支払わなければならない。

3 第1項及び前項の違約金は、違約罰であり、第1 9条第4号及び第2 1条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除)

第1 8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、直ちに何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 乙は、本契約に定めるもののほか、原則として自己都合による契約解除はできないものとする。

(返還金)

第1 9条 甲が、前条の規定に基づきこの契約を解除したときは、次によるものとする。

(1) 売買代金が支払われていないときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

(2) 既に売買代金が支払われたときは、甲は、乙に対し、既納の売買代金に利子を付けずに返還するものとする。ただし、第5条第2項の規定により契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を違約金として既納の売買代金から差し引いたうえ、残額を返還するものとする。

(3) 前号以外の乙が負担した契約費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還しないものとする。

(4) 甲に損害があった場合、甲は乙にその賠償を請求することができるものとする。

(5) 乙に損害があった場合でも、乙は甲にその賠償を請求することができない。

(6) 第1号及び第2号の違約金は、違約罰であり、第4号及び第21条に規定する損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第20条 甲が第18条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第19条第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が同条第4号の損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該損害賠償金を相殺することができるものとする。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第24条 売買物件の引渡し後に発生した公租公課等は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第25条 乙は、売買物件を利用するにあたっては、当該売買物件に係る法令等の規制を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 長浜市八幡東町632
長浜市長 浅見 宣義

㊞

乙

㊞

物 件 調 査 書

所在地		長浜市平方町字京戸町1072-4			
最低売却価格		9, 890, 000円			
面 積	公簿面積	200.95㎡		実測面積	
地 目	公募地目	宅地		現況地目	宅地
建 物	施設名		建築年月	構造等	延床面積
	居 宅		昭和47年頃	木造・瓦葺・2階建	96.39㎡
	車 庫		昭和47年頃	軽量鉄骨造 平屋建	14.58㎡
接面道路 の状況	中間画地 西方で幅員約6.2mの舗装市道(地福寺南北2号線)にほぼ等高接面				
法令等による制限	都市計画区域	彦根長浜都市計画区域 第一種中高層住居専用 地域		特定用途制限地域	なし
	建 ぺ い 率	60%		容 積 率	200%
私道等の負担に関する事項		なし			
供給 処理 施設 状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名	
				電 話 番 号	
	電気	関西電力	電柱から引込あり	関西電力コールセンター(株)	
				0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン			
	上水道	水道企業団	敷地内引込あり	長浜水道企業団	
				0749-62-4101	
下水道	公共下水道	敷地内引込みあり 接面道路に本管あり	長浜市下水道総務課		
			0749-65-1600		
交通接近条件 (道路距離)		鉄道	JR長浜駅 道路距離 約2.0km		
			長浜市役所 約550m、長浜小学校 約800m、アルプラザ長浜 約1, 2km		
備考(1/2)					
1. 本件は、土地及び建物を一括で売却します。上記土地、建物を現状有姿での引渡しとなります。十分現地をご確認ください。 2. 当該物件は、彦根長浜都市計画区域(第一種中高層住居専用地域)に該当しています。開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合がありますので、買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)にご照会ください。 3. 平成29年8月8日に、外壁アスベスト分析調査を実施し、アスベストは含有していないことを確認しています。令和3年7月1日に同年代に建設した木造2階建ての屋内壁じゅうくおよび浴室壁仕上げ材のアスベスト分析調査を実施し、屋内壁じゅうくからアスベストは含有されていないことを確認しましたが、浴室壁仕上げ材からアスベストが検出されました。ただし当該物件では屋内壁じゅうくおよび浴室壁仕上げ材の分析調査を実施していません。分析結果報告書については閲覧できます。なお、必要に応じて買受人で調査を行い、改築・解体等でアスベスト含有建材を取り扱う場合には関係法令を遵守してください。					

備考(2/2)

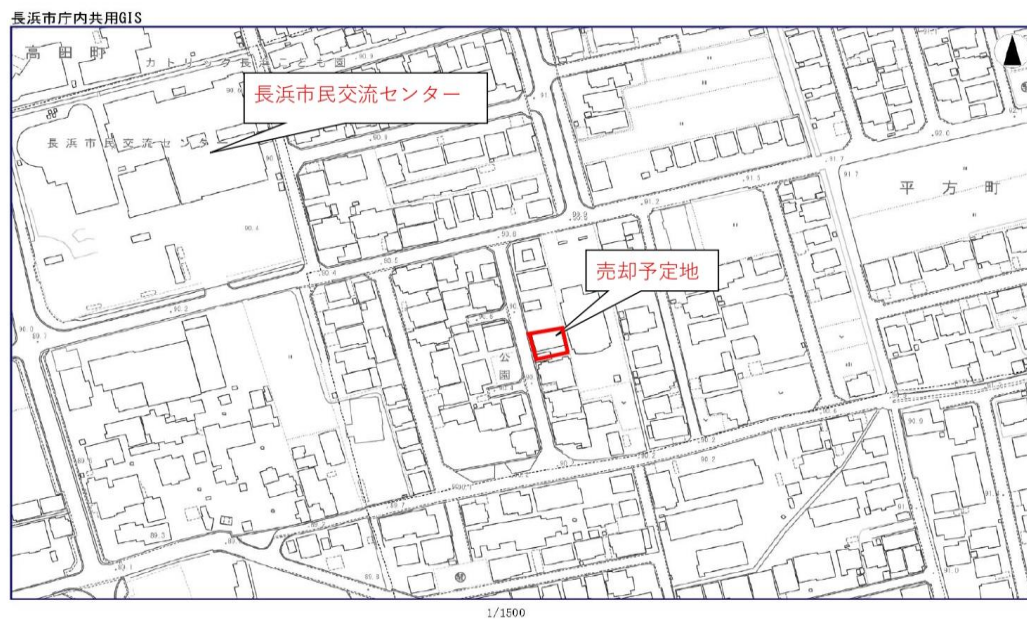
4. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても病院は一切責任を負いません。
5. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。
6. 建物に係る建築確認申請による確認済証が交付された事実は確認できますが、申請書及び確認済証は不明です。
7. 建物の登記はありません。
8. 建築当初の設計図面を保有しています。
9. 上水道については、引込み配管はありますが、メーターは撤去されています。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団(0749-62-4101)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。
10. 公共下水道の本管が敷地西側の市道に敷設されており、敷地内に公共マスが埋設されています。公共下水道を使用される場合は、長浜市下水道総務課(0749-65-1600)へご連絡ください。なお、工事や使用に係る費用は買受人で負担してください。
11. 必要であれば、電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。
12. 敷地内にあるエアコン等の不用品処分は買受人の負担で実施してください。
13. 開発等にあたって、接道及び排水計画等を見直される場合は事前に道路管理者と協議してください。
14. 昭和47年8月24日作成の地積測量図があります。

※ 物件調書の記載内容についての問い合わせ:総務課 施設管理係(0749-68-2300(代表))

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

位置図①



位置図②



公図



外観写真①



外観写真②



地積測量図

[illegible]

物 件 調 書

所在地		長浜市平方町字京戸町1072-16			
最低売却価格		8, 800, 000円			
面 積	公簿面積	206.40㎡		実測面積	206.40㎡
地 目	公募地目	宅地		現況地目	宅地
建 物	施設名		建築年月	構造等	延床面積
	居 宅		昭和40年頃	木造・瓦葺・2階建	86.67㎡
	車庫		昭和40年頃	軽量鉄骨造 平屋建	14.58㎡
接面道路 の状況	道路接面間口は約5.4m 西方で幅員約4.6mの舗装市道(地福寺東西4号線)にほぼ等高接面				
法令等による制限	都市計画区域	彦根長浜都市計画区域 第一種中高層住居専用 地域	特定用途制限地域	なし	
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
私道等の負担に関する事項		なし			
供給 処理 施設 状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事 業 所 名	
				電 話 番 号	
	電気	関西電力	電柱から引込あり	関西電力コールセンター(株)	
				0800-777-8810(コールセンター)	
	ガス	プロパン			
	上水道	水道企業団	敷地内引込あり	長浜水道企業団	
				0749-62-4101	
下水道	公共下水道	敷地内引込みあり 接面道路に本管あり	長浜市下水道総務課		
			0749-65-1600		
交通接近条件 (道路距離)		鉄道	JR長浜駅 道路距離 約2.0km		
			長浜市役所 約550m、長浜小学校 約800m、アルプラザ長浜 約1, 2km		
備考(1/2)					
1. 本件は、土地及び建物を一括で売却します。上記土地、建物を現状有姿での引渡しとなります。十分現地をご確認ください。					
2. 当該物件は、彦根長浜都市計画区域(第一種中高層住居専用地域)に該当しています。開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合がありますので、買受けの申込みをする方は、あらかじめ長浜市都市計画課開発調整室(0749-65-6903)、建築課建築指導室(0749-65-6543)にご照会ください。					
3. 平成29年8月8日に、同年代に建設した木造2階建ての外壁アスベスト分析調査を実施し、アスベストは含有していないことを確認していますが、当該物件の分析調査は実施していません。また令和3年7月1日に同年代に建設した木造2階建ての屋内壁じゅうらくおよび浴室壁仕上げ材のアスベスト分析調査を実施し、屋内壁じゅうらくからアスベストは含有されていないことを確認しましたが、浴室壁仕上げ材からアスベストが検出されました。ただし当該物件では分析調査を実施していません。同年代に建設した木造2階建ての分析結果報告書については閲覧できます。なお、必要に応じて買受人で調査を行い、改築・解体等でアスベスト含有建材を取り扱う場合には関係法令を遵守してください。					

備考(2/2)

4. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても病院は一切責任を負いません。
5. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。
6. 令和2年12月22日に筆界確認を行い、令和3年6月9日に地積更正を実施しました。
7. 建物に係る建築確認申請による確認済証が交付された事実は確認できますが、申請書及び確認済証は不明です。
8. 建物の登記はありません。
9. 建築当初の設計図面を保有しています。
10. 上水道については、引込み配管はありますが、メーターは撤去されています。上水道を使用される場合は、長浜水道企業団(0749-62-4101)へご連絡ください。なお、使用に係る費用は買受人で負担してください。
11. 公共下水道の本管が敷地北側の市道に敷設されており、敷地内に公共マスが埋設されています。公共下水道を使用される場合は、長浜市下水道総務課(0749-65-1600)へご連絡ください。なお、工事や使用に係る費用は買受人で負担してください。
12. 必要であれば、電気・ガス・給排水等の設備は、買受人の負担で整備してください。
13. 敷地内にあるエアコン等の不用品処分は買受人の負担で実施してください。
14. 開発等にあたって、接道及び排水計画等を見直される場合は事前に道路管理者と協議してください。

※ 物件調書の記載内容についての問い合わせ:総務課 施設管理係(0749-68-2300(代表))

※ この物件調書は、入札参加者の参考資料です。

※ 申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

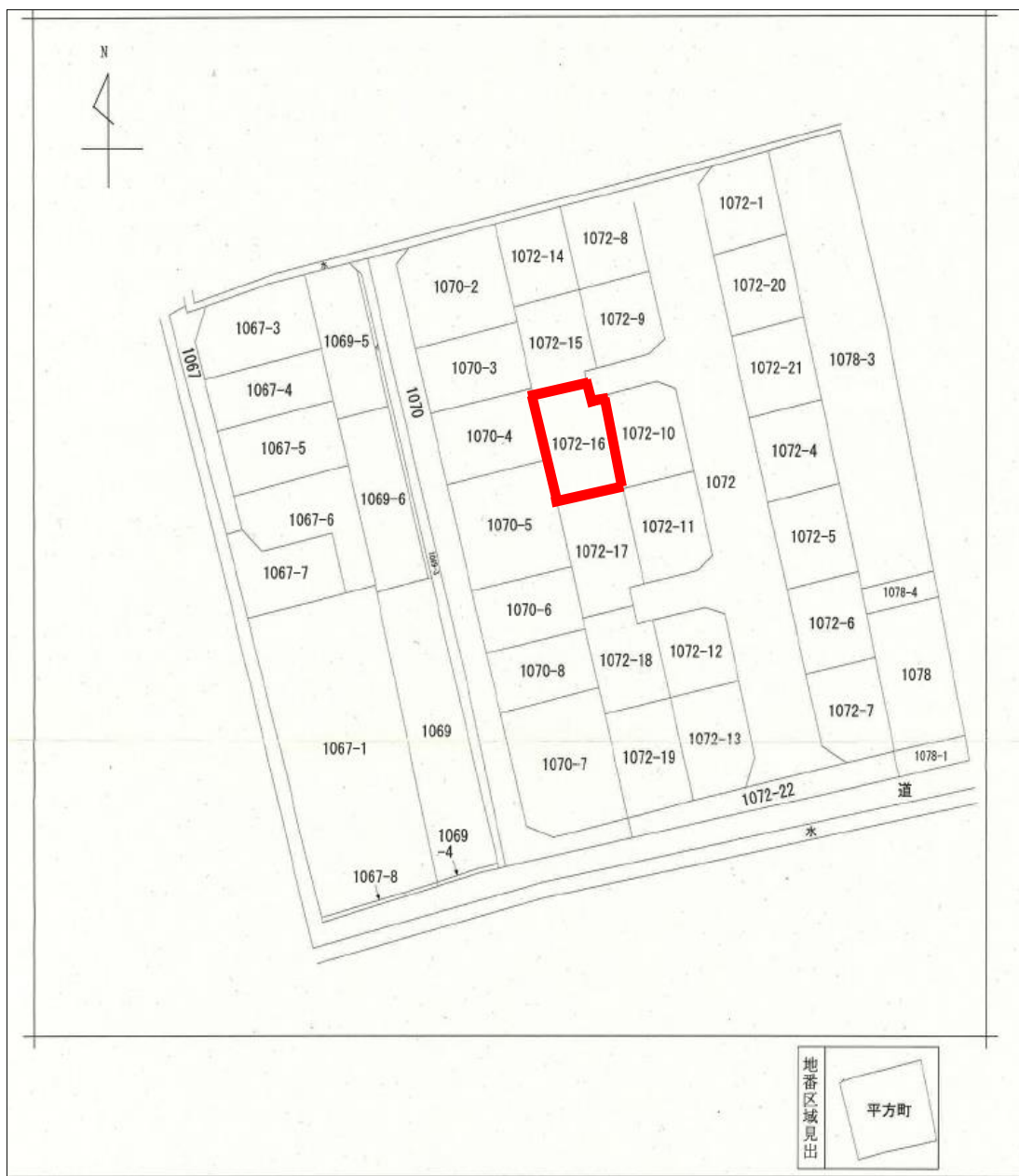
位置図①



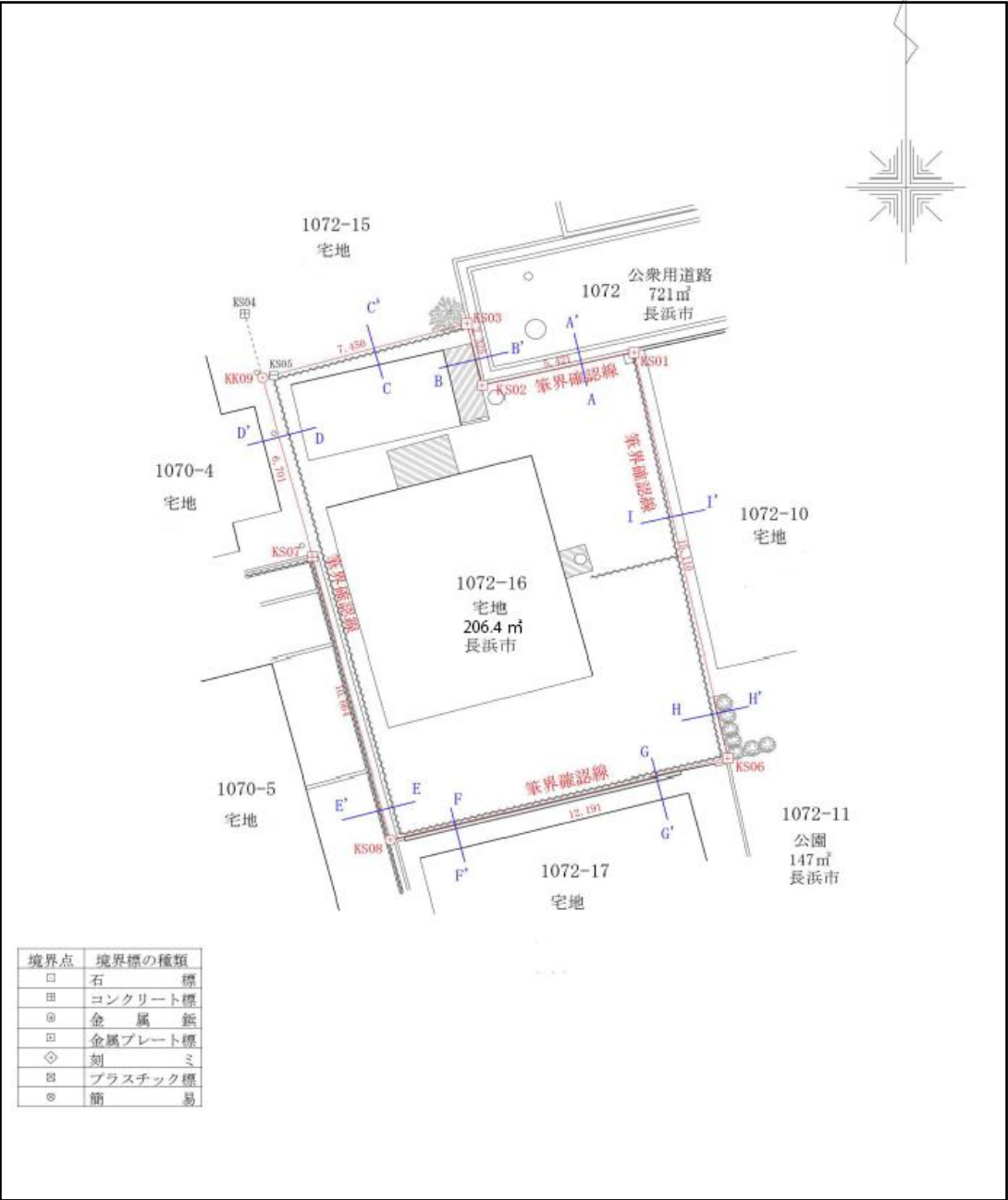
位置図②



公図



現況図



地積測量図

地 番	1072-16	地 積 測 量 図
土地の所在	長浜市平方町字京戸町	

座 標 求 積 表

地 番	1072-16				
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No
KS03		-69125.071	25477.904	2.325	KS02
KS02		-69127.330	25478.455	5.421	KS01
KS01		-69126.129	25483.741	15.110	KS06
KS06		-69140.874	25487.040	12.191	KS08
KS08		-69143.832	25475.213	10.664	KS07
KS07		-69133.524	25472.481	6.701	KS09
KS09		-69127.057	25470.724	7.450	KS03
				倍 面 積	-412.816109
				面 積	206.4080545
				地 積	206.40 ㎡
合 計					206.4080545

境界点	境界線の種類
□	石 標
■	コンクリート標
○	金 属 釘
田	金属プレート標
◇	木 杭
■	プラスチック標
◎	簡 易 木 杭

基 準 点 網 図

縮尺 1/5000

恒 久 的 地 物 の 座 標 値				
点 名	X座標	Y座標	標 識	備 考
10B11	-69189.048	25546.206	金属釘	
10B12	-69399.781	25595.914	金属釘	
10B09	-69375.140	25713.386	金属釘	

基準点測量日 令和2年10月28日

引 照 点 図

縮尺 1/1000

恒 久 的 地 物 の 座 標 値				
点 名	X座標	Y座標	標 識	備 考
20B2107	-69093.068	25493.794	金属釘	
20B2108	-69145.420	25500.415	金属釘	

世界測地系 第VI系
測量年月日 令和3年1月6日

引 尺 1/500

作 成 者	公益社団法人 滋賀県公共職託登記士地家屋調査士協会社員 土地家屋調査士 杉 田 真 人 (令和 3 年 1 月 8 日作製)	申 請 人	長浜市長 藤 井 勇 治	縮尺	1/500
-------	--	-------	--------------	----	-------

外観写真①



外観写真②

